日銀市第１９９号

２０２２年１１月１日

担保差入金融機関等　御中

日本銀行金融市場局

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」の一部改正に関する件

日本銀行では、「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」を別紙のとおり一部改正し、本年１１月１日から実施することとしましたので、通知します。

以　　上

別紙

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」中一部改正

○　Ⅰ．１．を横線のとおり改める。

○ 日本銀行では、各種の取引を実行する際に担保として受入れる民間企業債務（社債、手形、CP、短期社債、電子記録債権、証書貸付債権）の債務者となる企業の信用力を、貴行（庫・社）からの「企業の信用判定依頼」に基づき審査する作業を行っております。この作業の結果、日本銀行が適格性ありと判定することが、民間企業債務を適格担保として利用する前提条件となります。

── 信用判定は、「企業の信用判定基本要領」に基づいて行っています。「企業の信用判定基本要領」は日本銀行ホームページ（「オペレーション等に関する基本要領」の中）で公表しています。

○　貴行（庫・社）が新たに信用判定依頼をされる場合、「信用判定新規依頼書」（Ⅰ-１号書式）をご提出頂きます。ご提出に際しての留意事項は以下のとおりです。

　・　信用判定は、原則として当該企業の本社（実質上の本社を含む）所在地を管轄する日本銀行本支店が行います。該当する日本銀行本支店（本店は金融市場局市場企画課信用リスク管理グループ、支店は営業課または総務課。以下、同じです）と取引のある貴行（庫・社）の営業店を経由して依頼を行って下さい。なお、日本銀行の事情により、当該企業の信用判定を行う店舗を変更するケースがありますが、この場合には、依頼を受け付けた日本銀行本支店より貴行（庫・社）にその旨をご連絡します。
　日本銀行の当該本支店と取引がない等の事情により、当該本支店への依頼が困難な場合は、日本銀行本店（金融市場局市場企画課信用リスク管理グループ。以下、同じです）までご照会下さい（本章においてご提出が必要な書類についても同様の取扱いとなります）。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、適格性ありと判定している企業については、改めてご依頼頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店（本店は業務局営業業務担当、支店は業務課。以下、同じです）~~に「担保等適格確認書」を日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます）により送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）

○　Ⅱ．１．を横線のとおり改める。

○　保証付短期社債、保証付短期外債、保証付CPまたは企業を債務者とする保証付電子記録債権の選定を希望される場合は、「保証条件付適格発行者等および適格保証企業の選定依頼書」（Ⅱ-１号書式）を保証企業の本社（実質上の本社を含む）所在地を管轄する日本銀行本支店へご提出下さい。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、選定されている企業について、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。選定の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）

○　Ⅲ．１．を横線のとおり改める。

○　不動産投資法人債務（不動産投資法人債、手形、CP、短期不動産投資法人債、電子記録債権、証書貸付債権）の適格性判定にあたっては、まず当該不動産投資法人の適格性を判定します。

○　貴行（庫・社）が新たに不動産投資法人債務の適格性判定を希望される場合は、当該不動産投資法人について、「適格投資法人の選定依頼書」（Ⅲ-１号書式）を日本銀行本支店にご提出下さい。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、適格性ありと判定している不動産投資法人について、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）

○　Ⅲ．５．（１）を横線のとおり改める。

○　保証付不動産投資法人債務の適格性判定を希望される場合は、「保証条件付適格発行投資法人等および適格保証企業の選定依頼書」（Ⅲ-４号書式）を保証企業の本社（実質上の本社を含む）所在地を管轄する日本銀行本支店へご提出下さい。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、適格性ありと判定している企業について、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）

○　Ⅳ．１．を横線のとおり改める。

○　資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券（以下、本章において「ABCP」といいます）の適格性判定にあたっては、まず当該ABCPの発行会社の適格性を判定します。当該ABCPの発行会社を適格性ありと判定した場合には、当該ABCPの発行会社の発行するABCPがすべて適格となります。

○　貴行（庫・社）が新たにABCPの発行会社の適格性判定を希望する場合は、資産担保コマーシャル・ペーパーの場合は、以下の資料を日本銀行本支店へご提出下さい。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、適格性ありと判定しているABCPの発行会社について、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）

○　Ⅴ．１．を横線のとおり改める。

○　日本銀行が担保として受入れる債券においては、適格性判定の依頼に基づき、適否を判定するものがあります。本章では、こうした債券に関する依頼手続きを解説します。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、既に日本銀行の適格担保債券として選定されている場合には、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

○　Ⅵ．１．を横線のとおり改める。

○　政府（特別会計を含む）に対する証書貸付債権、同電子記録債権、政府保証付証書貸付債権もしくは同電子記録債権、または地方公共団体証書貸付債権もしくは電子記録債権の担保利用をご希望される場合、日本銀行本店にご照会のうえ、同グループからの回答により「政府（特別会計を含む）に対する証書貸付債権、同電子記録債権、政府保証付証書貸付債権もしくは同電子記録債権にかかる通常適格債務者、または地方公共団体に対する証書貸付債権もしくは電子記録債権にかかる適格債務者の選定依頼書」（Ⅵ-１号書式）または「政府（特別会計を含む）に対する証書貸付債権または政府保証付証書貸付債権にかかる特別適格債務者の選定依頼書」（Ⅵ-２号書式）を日本銀行本支店にご提出下さい。

　　　なお、「政府（特別会計を含む）に対する証書貸付債権または政府保証付証書貸付債権にかかる特別適格債務者の選定依頼書」（Ⅵ-２号書式）については、「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」（ご連絡を頂いた取引先に書式を送付します）および関係書類（別途ご連絡をします）をご提出頂きます。これらの資料は、原則として取引先から当該債務者に作成・提出を依頼して頂きます。

──　既に他行（庫・社）の依頼に基づき、適格性ありと判定している「適格債務者」について、改めてご依頼をご提出頂く必要はございません。適格性の有無が不明な場合は、担保差入に先立ち、日本銀行~~担保受入店~~に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください~~ご照会下さい~~。

以下略（不変）